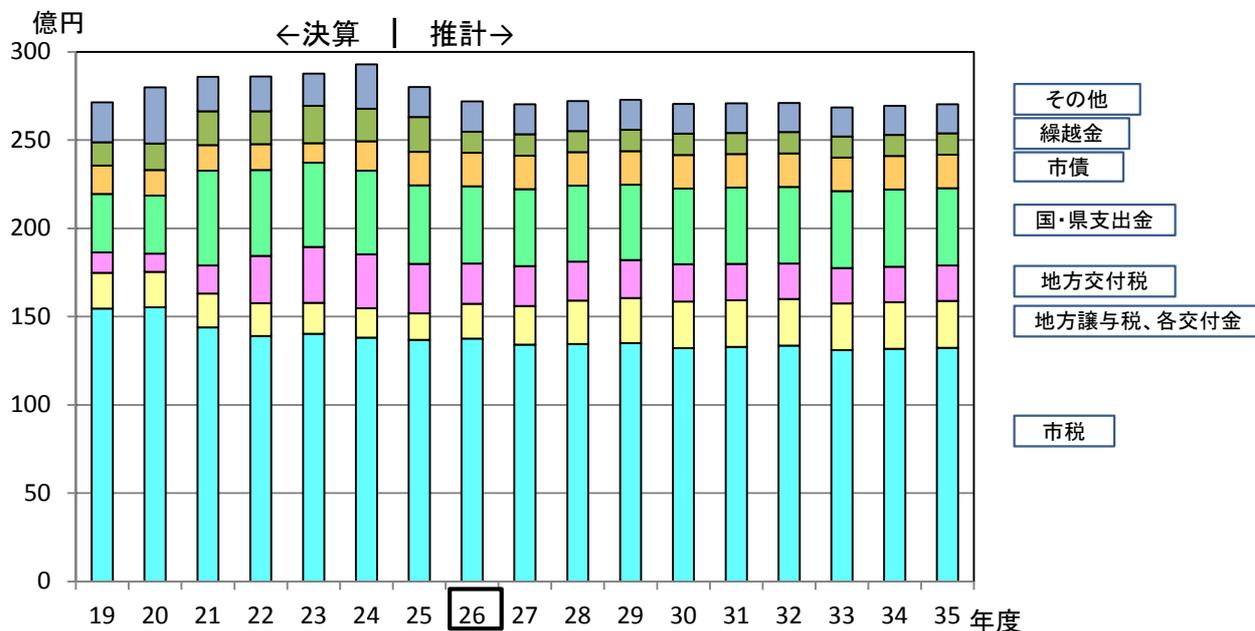


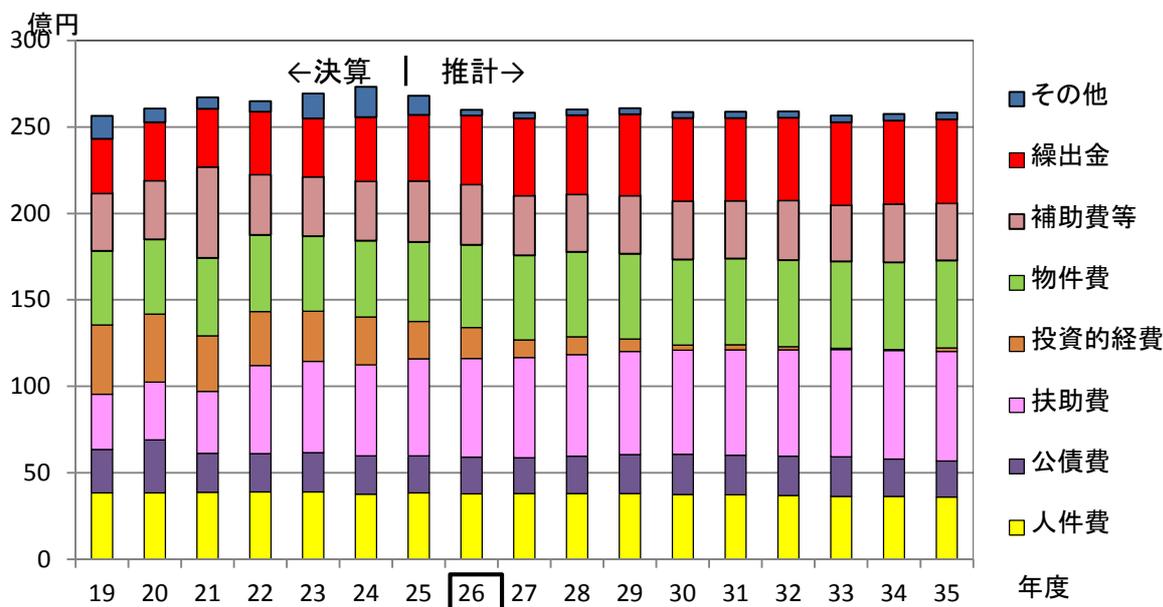
普通会計財政推計

【歳入】



平成24年度までは、市税や交付税の増加や国の経済対策交付金などを背景に増加傾向にありました。
 ↓
 今後は、市税や交付税の増加は見込めず、歳入総額が270億円程度で推移する見込みです。

【歳出】



平成24年度まで、歳出総額は増加傾向にありました。

↓
 今後は、歳入総額が横ばいで推移するなかで、扶助費などの社会保障費が増加するため、生活道路や公園、教育施設の建設や改修などの投資的経費のためのお金が大幅に少なくなります。

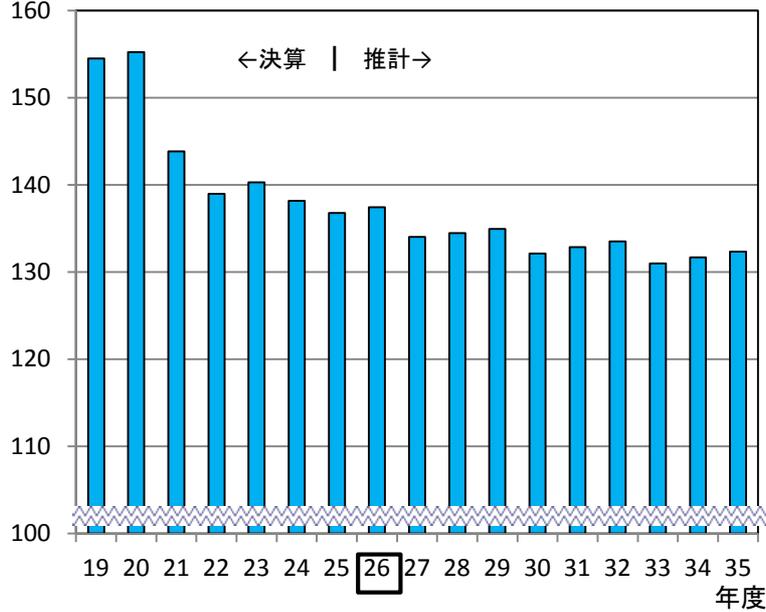
※投資的経費には、普通建設事業費と災害復旧事業費が含まれます。

補助費等には、一部事務組合への負担金や各種補助金などが含まれます。

【歳入】

① 市税

億円



全 体

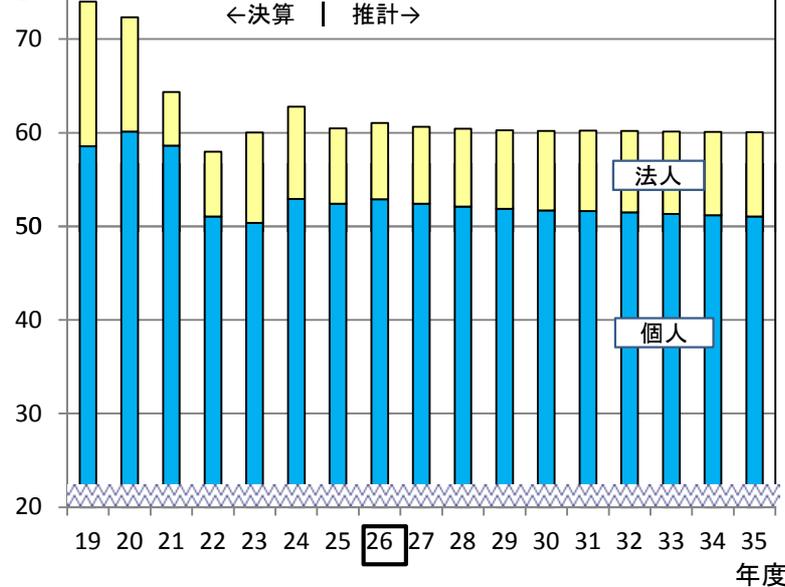
○状況

- ・ H19: 税源移譲、定率減税廃止
- ・ H20: 前半まで好調
- ・ H21: **大幅減** (対前年度△11.4億円) リーマンショック等の影響
- ・ H22: 個人市民税の減

○見込み (H26以降)

- ・ 人口減少等による市民税 (個人・法人) の減少はあるものの、景気回復による増加を見込み、評価替えによる固定資産税の影響により、市税全体としては増減しつつ**徐々に減少する見込み**です。

億円



市民税 (個人、法人)

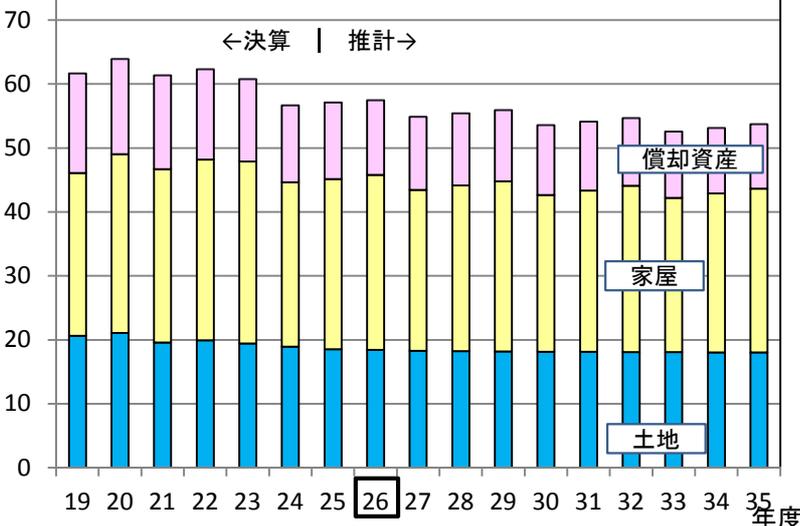
○状況

- ・ H19: 税源移譲等と法人の業績好調により大幅増加 (対前年度 個人+11億円、法人+3.7億円)
- ・ H21: **大幅減** (特に法人 対前年度△6.5億円)
- ・ H22: 給与収入の減等 (個人△7.6億円)
- ・ H23: 法人税の回復
- ・ H24: 扶養控除改正による増

○見込み (H26以降)

- ・ (個人) 人口減少、退職による給与所得減を加味し、**微減で推移**。
- ・ (法人) 経済成長に合わせ法人税収入**微増で推移**。

億円



固定資産税

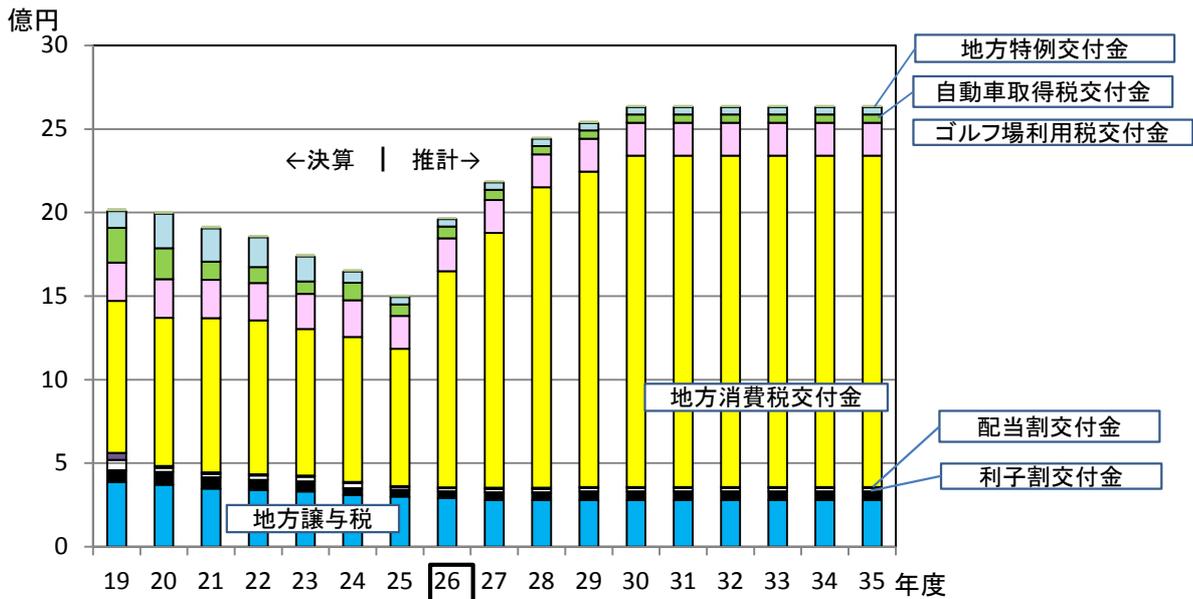
○状況

- ・ 土地: **地価下落**傾向に変化なし (H18→23 △1.9億円)
- ・ 家屋: H23は**微増**。
- ・ 償却資産: H23は設備投資の減少により減。

○見込み (H26以降)

- ・ 土地: **緩やかに減少**
- ・ 家屋: 過去の新増改築家屋と取壊し家屋の推移から、**横ばい**で推移。
- ・ 償却資産: **減少傾向**で推移 (評価替の影響による増減あり)

② 地方譲与税、各交付金



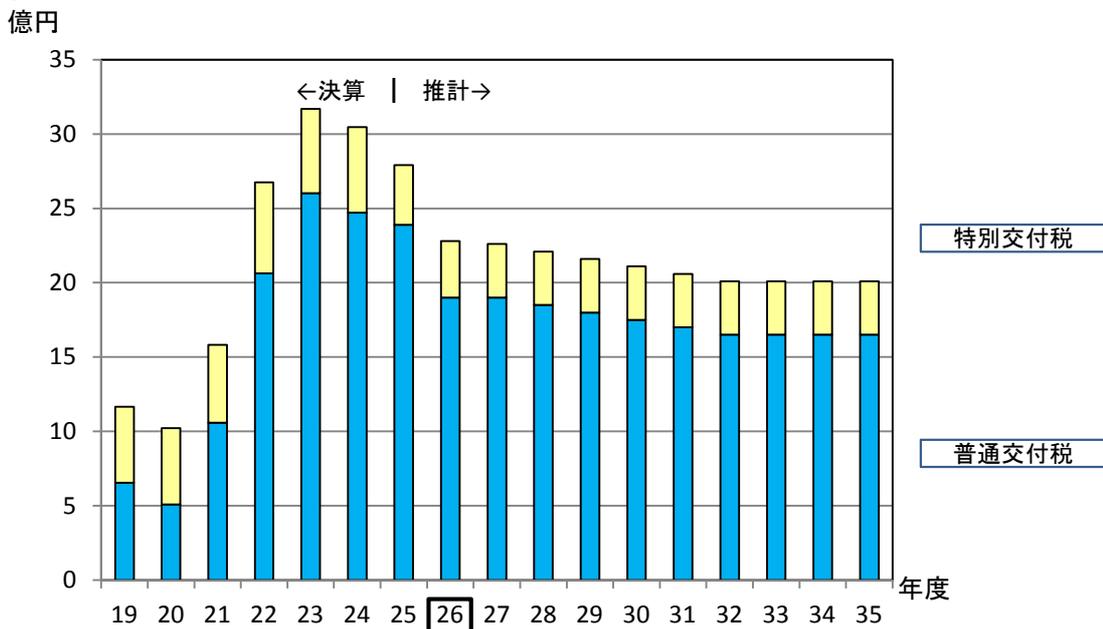
○状況

・H19が税源移譲により大幅減（所得譲与税）。H23まで景気の低迷等により減少。

○見込み（H26以降）

- ・H26以降の総額は、景気の回復により若干増加するも、**緩やかな増加で推移**するものと見込む。
- ・地方消費税交付金は、消費税率がアップするものとして増加を見込む。（税率10%で、**約9億円増**）

③ 地方交付税



○状況

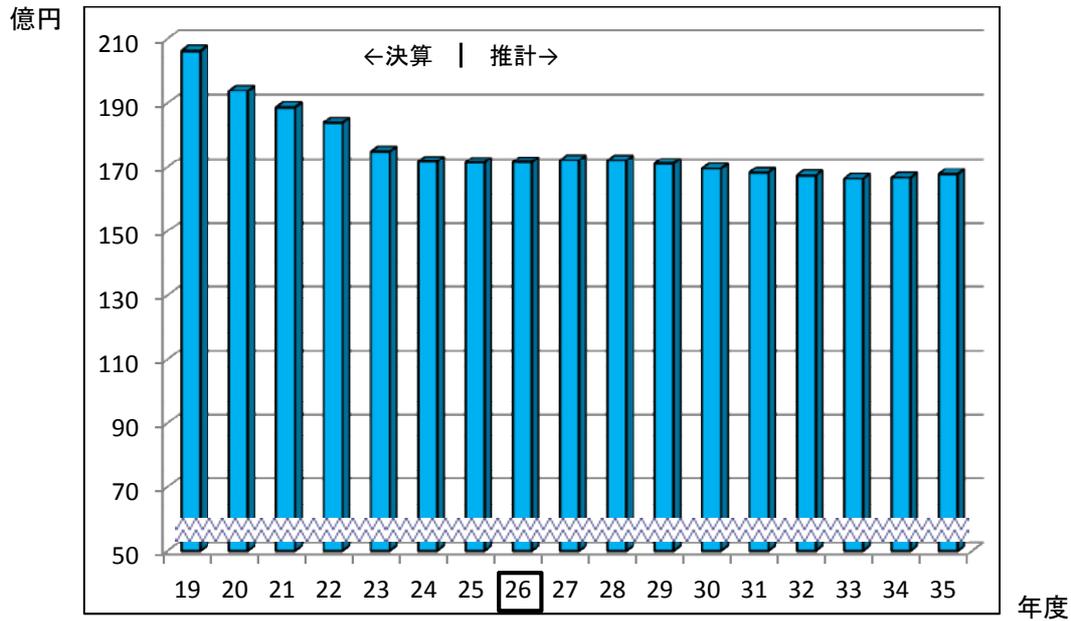
- ・H19、20：**骨太の方針2006**に基づく削減（H18→19:△2.6億円、H19→20:△1.4億円）
- ・H21：法人市民税の減少と交付税総額**1兆円**の別枠追加により増。
- ・H22：個人・法人市民税の大幅減少及び**交付税総額1.1兆円の増額**により増。
- ・H23：交付基準額 26.0億円
H22年度の個人市民税の減少及び臨時財源対策債振替額の減少により増。
- ・H24：交付基準額 24.5億円（対前年比1.5億円減） 法人税の回復等により減。

○見込み(H26以降)

総務省によるH26の地方財政収支試算では、**交付税総額は1.8%減少**を見込んでいる。
H28以降、5年間で合併算定替が低減し、その後一本算定となる。
普通交付税と特別交付税の割合が変更（H25：普94%、特6%、H26：普95%、特5%、
H27：普96%、特4%）

④ 地方債

○地方債残高



○状況

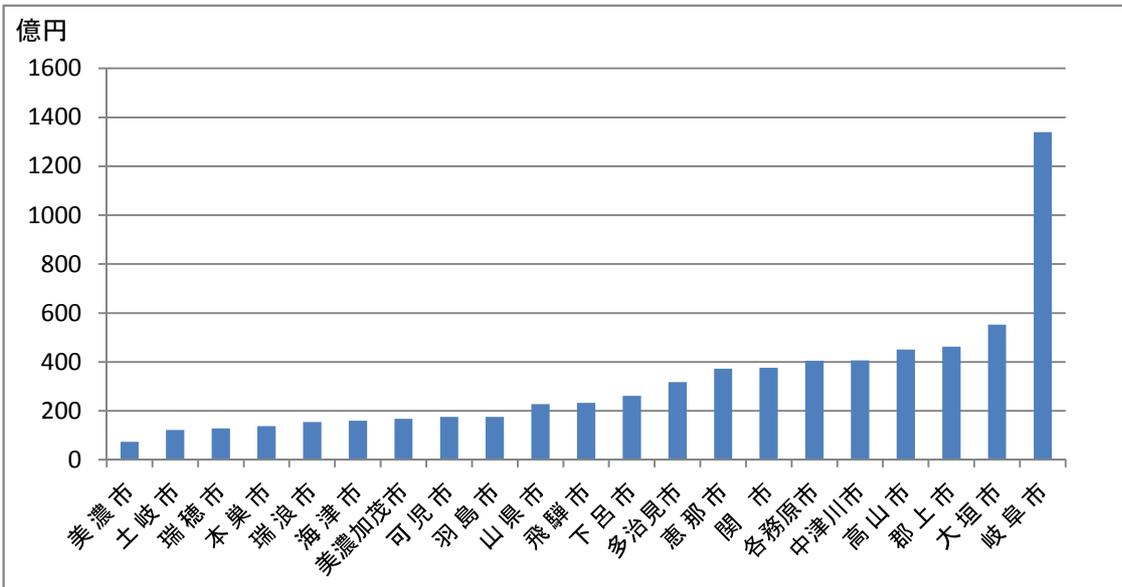
毎年地方債現在高を減少させてきた。(H19→24: △34.7億円)

○見込み (H26以降)

・今後も徐々に減少していく見込み。

※平成26年度以降、毎年19億円を起債するものとして算定。

○地方債現在高県内市比較 (H23年度末)



○地方債総額

県内 8/21位

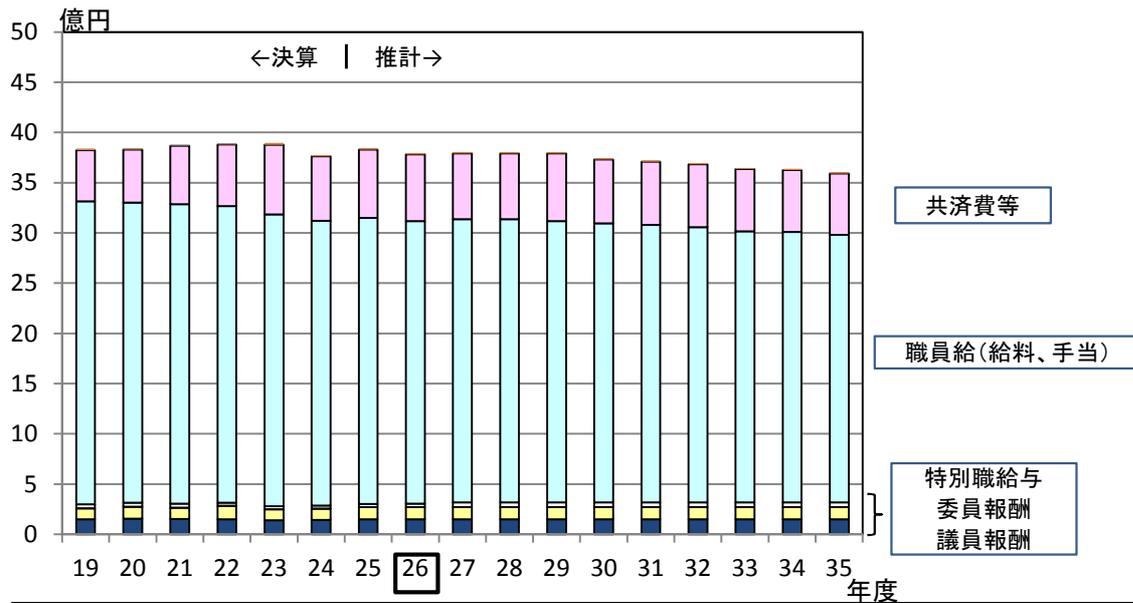
○比較

地方債総額／標準財政規模

・可児市：	0.96	(1位)	・多治見市：	1.51	(10位)
・各務原市：	1.54	(11位)	・関市：	1.62	(14位)
・美濃加茂市：	1.49	(8位)			

【歳出】

① 人件費



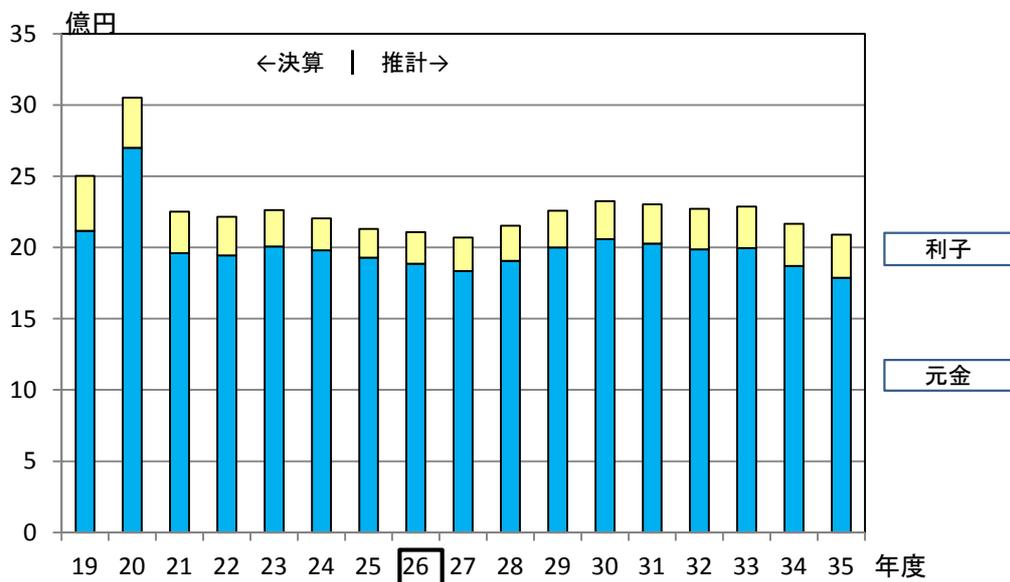
○状況

- ・職員数:H17合併時 532人 → H25現在 **510人 (△22人)**
- ・人口千人当たり職員数は、全国(市)平均が7.84人、可児市は4.67人(全国787市中13位)
- *H24.4.1 ラスパイレス指数 : **106.7**(参考:国家公務員給与減額前98.6) 前年98.9

○見込み(H26以降)

- ・定昇率を1.19%とし、給与等の制度は変わらないものとして算定。(511人の範囲内の人員で推移。)
- ・全体として、**微減**で推移する見込み。

② 公債費



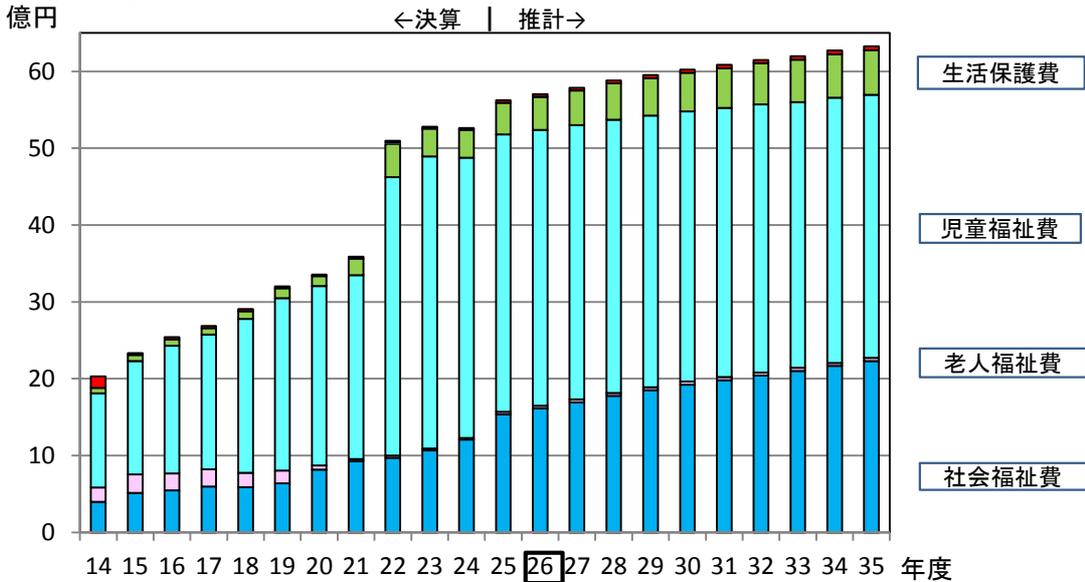
○状況

- ・H19以降：**減額**で推移(H19:25.0億円→H23:22.0億円 **△3.0億円**)
- ・H20：公的資金繰上償還による一時的な増加(5.7億円)
- *実質公債費比率 H19:**8.6%** → H24:**4.2%**

○見込み(H26以降)

- ・**約20~23億円**で推移

③ 扶助費



○状況

・5年間（H19→24）で約**9.7億円**の増加。10年間（H14→24）で**21.4億円**の増加。

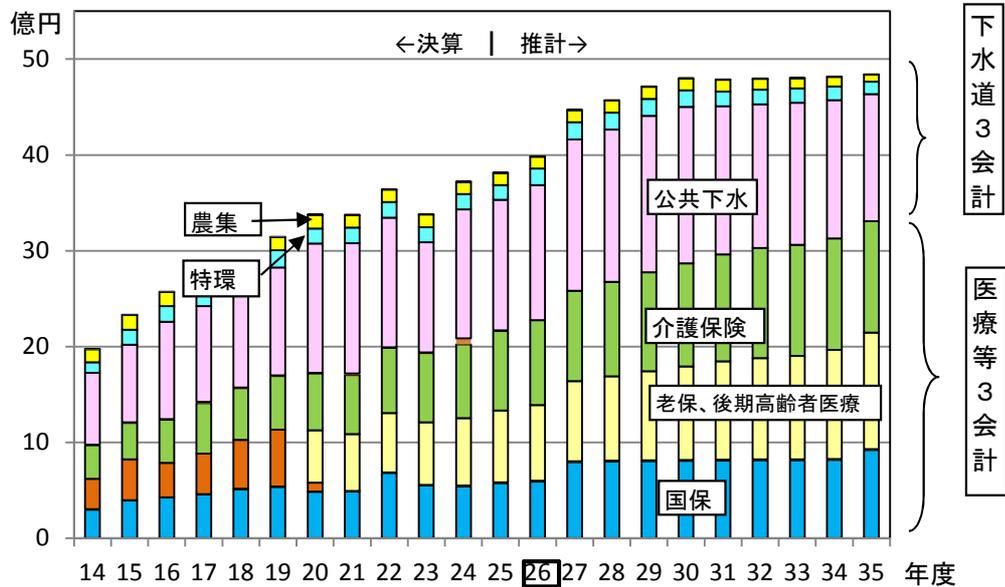
《主な増加要因（H19→H24）》

- ・ **児童福祉費** 3.1億円増 ※子ども手当の増分を除く
- ・ **生活保護費** 2.3億円増

○見込み（H26以降）

・社会福祉費、生活保護費が増加見込み。

④ 繰出金



○状況

・5年間（H19→24）で**5.7億円**の増加。10年間（H14→24）で**17.5億円**の増加。

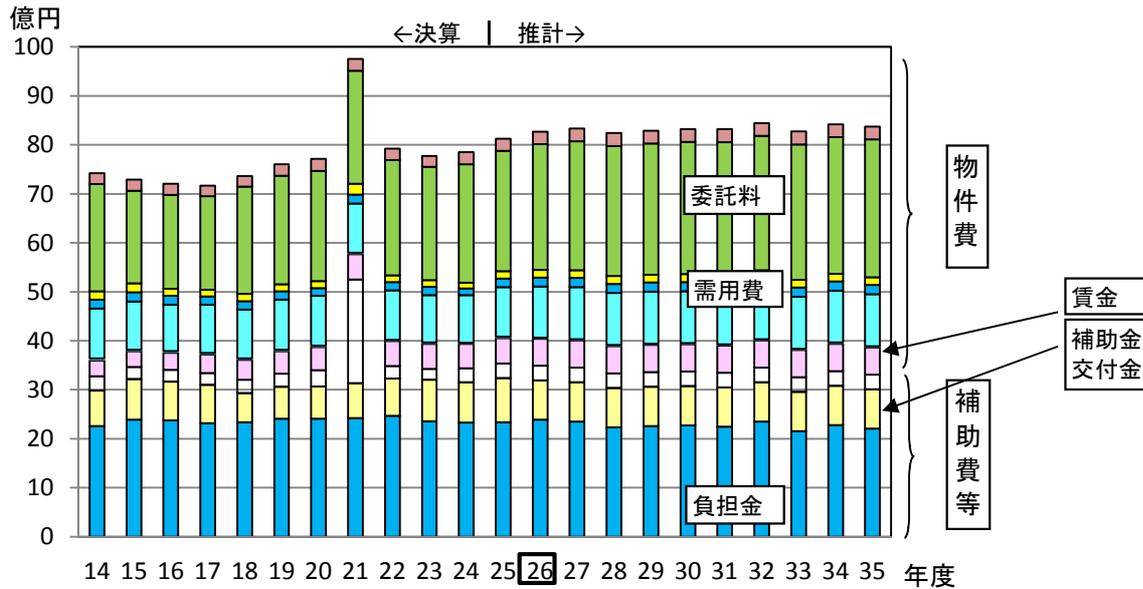
《主な増加要因（H19→H24）》

- ・国保 **+0.1億円**、後期高齢者医療等 **+1.1億円**、介護保険 **+2.1億円**、公共下水道 **+2.2億円**

○見込み（H26以降）

- ・従来は下水道3会計の増加が大きかったが、今後は**医療等3会計**の増加が大きくなる。
- ・後期高齢者医療、介護保険：高齢化の進展により、高い上昇率となる見込み。
- ・公共下水道：公債費は**H29**がピーク H24:22.5億円 → H29:22.6億円 **(+0.1億円)**

⑤ 物件費、補助費等



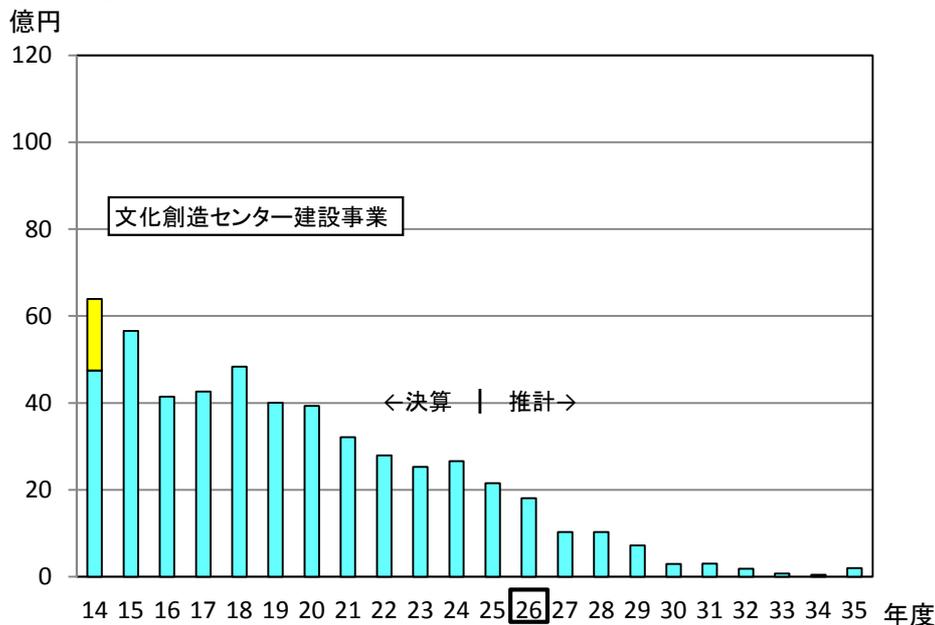
○状況

- ・5年間（H19→24）で**2.4億円**の増加。委託料が増加（H19→24）で**2.0億円**の増加。
- ・一部事務組合負担金の負担額は低下（5年間で△1.0億円）
- ※H21は、定額給付金により、補助費等が一時的に増加

○見込み（H26以降）

- ・物件費は、消費税率改正分の影響を見込む。
- ・水道事業会計が恒常的な赤字決算が見込まれていたが、今後、**一般会計からの補助は必要ない**見込み。
- ・可茂衛生は減少、可茂消防は増加見込み。

⑥ 投資的経費



○状況

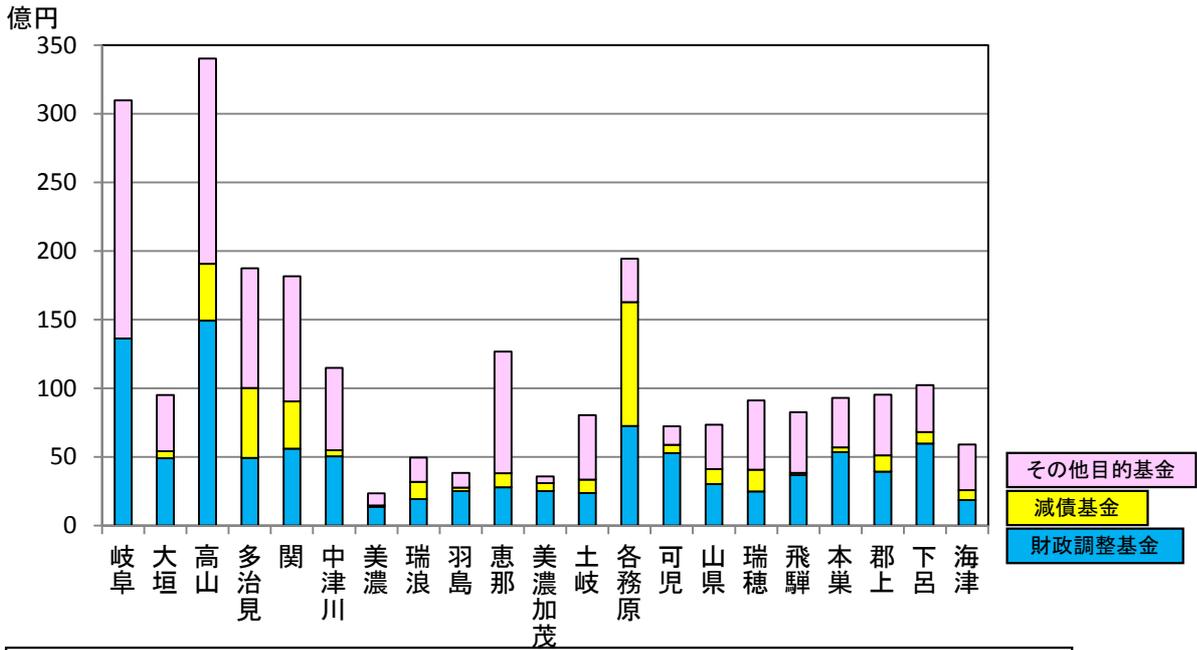
- ・～H14は文化創造センター建設で大幅増。
- ・10年間（H14→24）で**20.9億円**の減少。 *文化センター分を除く
- ・5年間（H19→24）で**13.4億円**の減少。

○見込み（H25以降）

- ・歳入が横ばいで推移するなかで、扶助費、繰出金、その他の経費が増加することにより、**投資的経費が大幅減となっていくが、将来的に0とはならない見込み。**

【積立金】

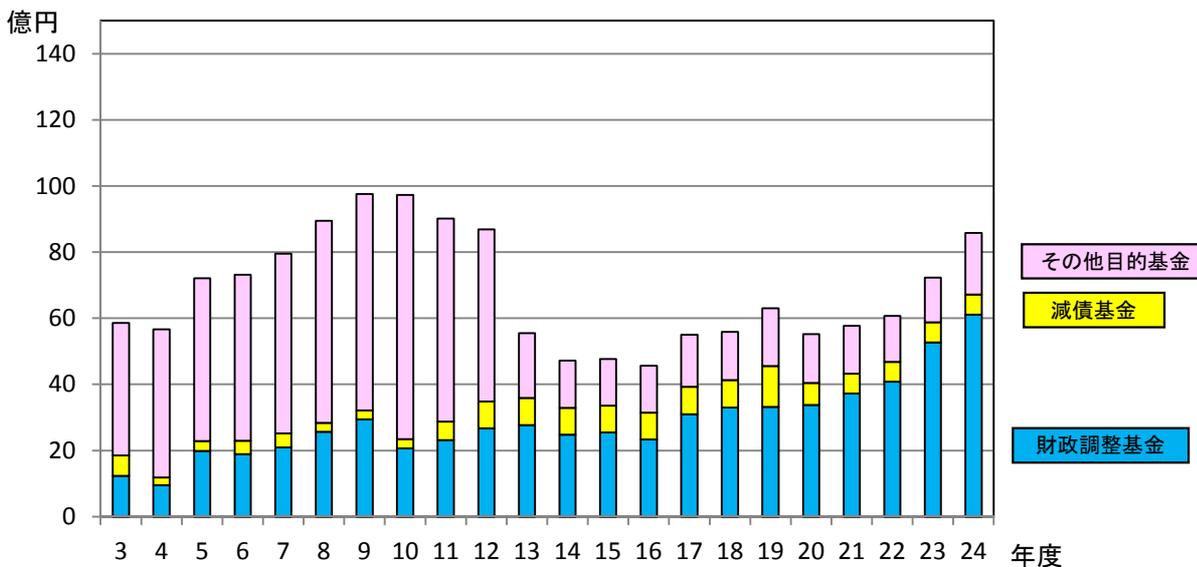
① 県内市比較 (H23年度末)



○基金総額 県内 **16/21位**
 ○比較

	全基金／標準財政規模	財調／標準財政規模
・可児市：	39.82% (17位)	29.04% (6位)
・多治見市：	89.02% (2位)	23.41% (11位)
・各務原市：	74.33% (7位)	27.75% (7位)
・関市：	78.16% (6位)	24.19% (9位)
・美濃加茂市：	31.95% (19位)	22.46% (12位)

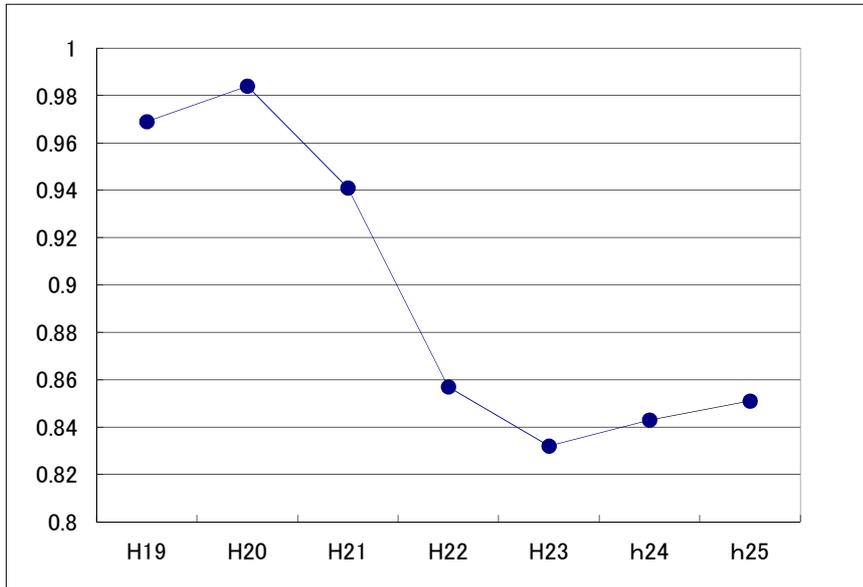
② 積立額の推移



○状況
 ～H12までは、文化創造センター建設基金の積立を増加してきた。H12～14で取り崩し。平成4年度は、10億以下であった財政調整基金は、平成7年度以降は20億円以上を保持し、近年は積立額を増加してきた。(H19→24：27.9億円の増)

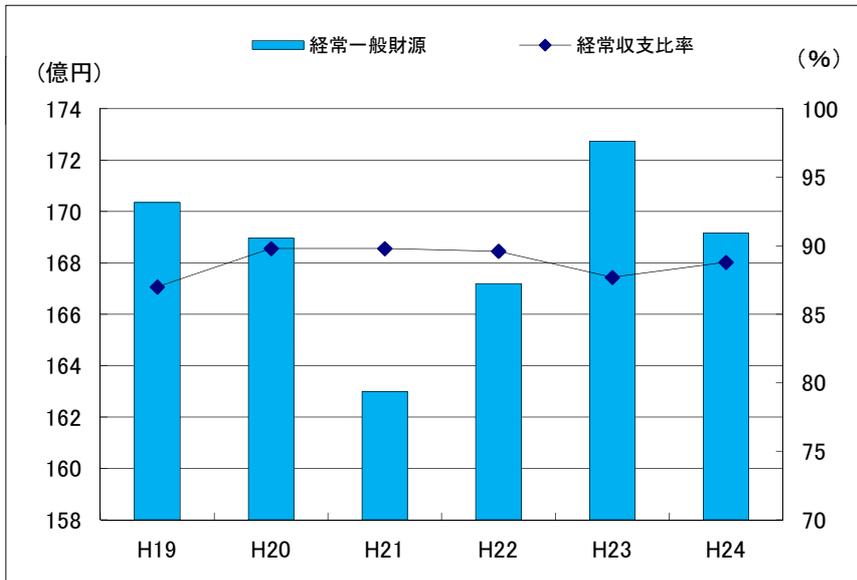
【指数】

① 財政力指数（単年）



- ・ H19→20：上昇
骨太の方針2006に基づく
交付税総額の減少。
- ・ H21：H17水準まで低下
 - ・ 法人市民税の減少
 - ・ 交付税総額1兆円
の追加
- ・ H22：市制施行当時の数値
・ 市民税の減少
- ・ H23：低下傾向が続く
 - ・ 個人市民税△1.6億円
 - ・ 固定資産税（償却）
△0.8億円
 - ・ 個別算定需要額
（財源不足となる）
- ・ H24、25：法人税の回復等により、上昇

② 経常収支比率



- ・ H12以降大幅に上昇、悪化を続けてきた。《H11:72.3% → H21:89.8% (+17.5)》
H23は、経常一般財源の増加等により低下したが、h24は、上昇に転じた。H24:88.8%（前年度比+1.1）。
- ・ 改善傾向にはあるが、市税等の経常的に収入される一般財源の9割近くが経常的な経費に充てられている。

普通建設事業等の臨時的な支出に充てられるのは10%程度しかない状況。

水道事業会計用語解説

収益的収入及び支出

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のことです。

営業収益

主たる営業活動で生じる収益です。水道事業では給水料金の収入がこれに当たります。

給水収益

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料のことです。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たります。

営業外収益

主たる営業外から生じる収益で、預金金利などがこれに当たります。

特別利益

当該年度の経常利益に計上することが不適當である収益です。水道加入分担金、固定資産売却益などがこれに当たります。

営業費用

主たる営業活動に必要な費用です。人件費、物件費、減価償却費などがこれに当たります。

浄水費

県水を購入する費用です。(= 受水費)

配水費

配水池、配水管その他水の配水に係る設備の維持及び作業に要する費用です。

給水費

給水装置に付属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用です。

業務費

料金の調定、集金及び検針業務に要する費用です。

総係費

事業活動の全般に関連する費用です。

減価償却費

固定資産は、使用によってその経済的価値を減少していきませんが、この減少額を毎事業年度に配分した費用のことをいいます。

資産減耗費

資産減耗費は、固定資産除却費とたな卸資産減耗費に分類されます。

固定資産除却費：固定資産を除却（廃棄）した際に、この固定資産のまだ減価償却費として費用化されていない額を除却費として計上します。

たな卸資産減耗費：たな卸資産（量水器の在庫）を保管しているうちに、破損したり資産としての価値を失った場合、その差額をたな卸資産減耗費として計上します。

営業外費用

経常的な活動以外によって生じる費用です。企業債の利息などがこれに当たります。

特別損失

当該年度の経常損失に計上することが不適当である損失です。水道料金不納欠損金などがこれに当たります。

資本的収入及び支出

建設改良及び企業債に関する収入及び支出のことです。

損益計算書

年度期間の純利益とその原因を分かりやすくするため、収益とそれに対応する費用を一つの表にしたものです。

損益勘定留保資金

減価償却費等現金支出を必要としない支出によって保留された資金であり、資本的収支不足額を補てんするものです。

貸借対照表

企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書です。

固定資産

所有期間1年以上の土地、建物、構築物及び水利権などの企業の所有する資産をいいます。有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類されます。有形固定資産は具体的な物、無形固定資産は法律上の権利を示すものと事実上の権利を示すもの、投資その他の資産は、主として利殖を目的とするものです。

建設仮勘定

建設工事で長期に渡る場合、資産の本勘定にされるまでの期間、当該工事に要した経費を整理する勘定のことです。

流動資産

主として当座資産及びたな卸資産に分類されます。前者は、例えば、現金、預金、未収金及び有価証券のように販売過程を経ないで容易に現金化されるものであって、短期負債の償還に充てることができるものです。後者は、公営企業の場合は主として貯蔵品をいいます。

負債

資金の調達源泉を示すもので、いずれは外部に対して金銭を支払わなければならないものです。

固定負債

負債のうち償還期限が1年以降に到来する債務です。

流動負債

負債のうち事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務です。

資本

一般的には、企業の経営における「もとで」を意味するものですが、会計上は、資産の額から負債の額を控除した額、すなわち、後日外部に支払うべき額を差し引いた企業自身に帰属する財産の額を示すものです。

水道用語解説（50音順）

給水管（きゅうすいかん）

配水管から分岐した、需要者（水を使う方）が保有する水道管。給水装置及び給水装置より下流の貯水槽以下の給水設備を含めた水道用の管。

給水区域（きゅうすいくいき）

水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要者に応じて給水を行うこととした区域のことです。

給水装置（きゅうすいそうち）

需要者に水を供給するために水道事業者の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。

経年管（けいねんかん）

耐用年数に余裕があるものの、布設後一定の年数を経過した水道管のことです。埋設環境により劣化の度合いが異なることから、耐用年数以内であっても更新する場合があります。

浄水場（じょうすいじょう）

浄水処理に必要な設備がある施設のことです。水源により浄水方法が異なりますが、一般に浄水場内の施設として、着水井、凝集池、沈澱池、ろ過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、排水処理施設、管理室などがあります。

配水（はいすい）

水を、水圧、水量、水質を安全かつ円滑に需要者に供給することです。

配水施設（はいすいしせつ）

配水池、高架タンク、配水管、ポンプ及びバルブ、その他付属設備から構成される配水のための施設です。

配水池（はいすいち）

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、水を一時貯える池です。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準とします。

配水量（はいすいりょう）

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量です。料金水量、その他水量、水道事業用水量、消火栓水量、メーター不感水量などからなる有効水量と、漏水量、調定減額水量からなる無効水量に区分されます。

布設替え（ふせつかえ）

古い管を撤去し、新しい管を布設することです。管体の強度不足、継手からの漏水、管内面の錆こぶによる通水断面の減少や赤水の発生など、機能上の問題を解消するために行う同口径の布設替えと、必要な通水能力に口径を拡大する増径布設替えがあります。

ポンプ場（ぼんぷじょう）

地形、構造物の立地または管路の状況など、諸条件に応じたポンプ圧送方式により、水を送る設備を設置した場所です。取水ポンプ場、送水ポンプ場、加圧ポンプ場などがあります。

無効水量（むこうすいりょう）

使用上無効と見られる水量のことです。配水本支管、メーターより上流部での給水管からの漏水量、調定減額水量、他に起因する水道施設の損傷などにより無効となった水量及び不明水量をいいます。

無収水量（むしゅうすいりょう）

配水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量です。水道事業用水量、消火栓水量、メーター不感水量があり、料金その他の収入がない水量をいいます。

有効水量（ゆうこうすいりょう）

給水量の分析を行うにあたっては有効水量と無効水量に分類され、有効水量はさらに有収水量と無収水量に区別されます。使用上有効と見られる水量が有効水量で、メーターで計量された水量、もしくは需要者に到達したものと認められる水量並びに事業用水量などをいいます。

有効率（ゆうこうりつ）

有効水量を給水量で除したものです。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となります。

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

料金徴収の対象となった水量です。

有収率（ゆうしゅうりつ）

有収水量を給水量で除したものを有収率といいます。供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合です。